

樹木の剪定のお願い

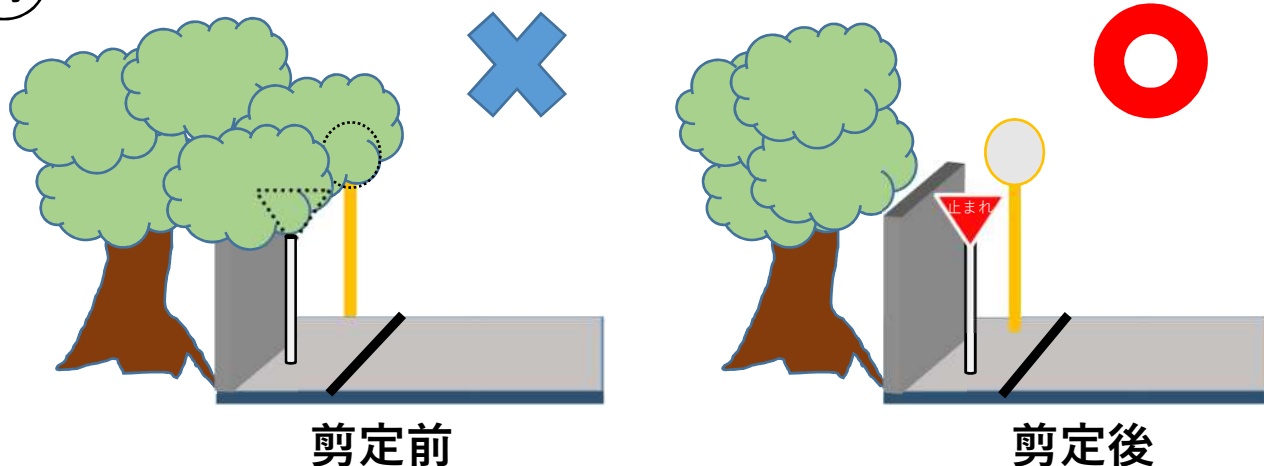
道路に樹木がはみ出していると、車や歩行者の通行を妨げたり、信号や道路標識・カーブミラー等が見えにくくなり、交通事故を引き起こす恐れがあります。

民地からの樹木のはみ出しを原因とした事故等が発生した場合、被害者からの損害賠償請求など、所有者の責任が問われる可能性があります。（民法第717条・道路法第43条）

民地から張り出している樹木等は、土地所有者に所有権がありますので、緊急時等の一定の場合を除き、市は剪定を行いません。（市が剪定を行った場合は、後日作業費用の請求をさせていただくことがあります。）

沿道の土地所有者は樹木の剪定・伐採などの適正管理をお願いします。

例



※その他の私有地（田・畑・山林・雑種地・空地等）も宅地と同様です。

みんなが安全にかつ、安心して道路を利用できるよう、皆様のご協力をお願いします。

○道路法 抜粋

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

○民法 抜粋

(竹木の枝の切除及び根の切り取り)

第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

- 2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
- 3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
 - 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
 - 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - 三 急迫の事情があるとき。
- 4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は、竹木の植栽又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

○問い合わせ先

●北区役所

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> 地域整備課施設管理係 | 086-803-1686 |
| <input type="checkbox"/> 土木農林分室施設管理係 | 086-286-9093 |
| <input type="checkbox"/> 御津支所産業建設課 | 086-724-1114 |
| <input type="checkbox"/> 建部支所産業建設課 | 086-722-1113 |

●中区役所

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> 地域整備課施設管理係 | 086-901-1633 |
|-------------------------------------|--------------|

●東区役所

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> 地域整備課施設管理係 | 086-944-5048 |
| <input type="checkbox"/> 瀬戸支所産業建設課 | 086-952-1115 |

●南区役所

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> 地域整備課施設管理係 | 086-902-3527 |
| <input type="checkbox"/> 灘崎支所産業建設課 | 086-363-5203 |